

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求について

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。

$$\boxed{\text{サービス算定対象日数} \times \text{日額の単位数} = \text{単位数}}$$

- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
 ：月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

○表

月額包括報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自）	開始	・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退去日の翌日
		介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生活単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日

月額包括報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自）	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1 ⇄ 要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間開始） ・事業指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1） 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	サービス提供日（通い、または宿泊）の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） 	入所日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	終了日
		居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	-

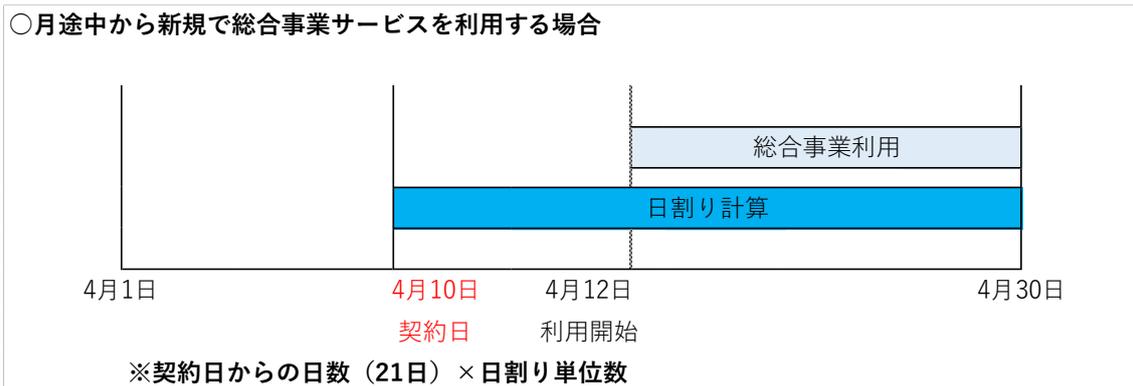
※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

補足資料

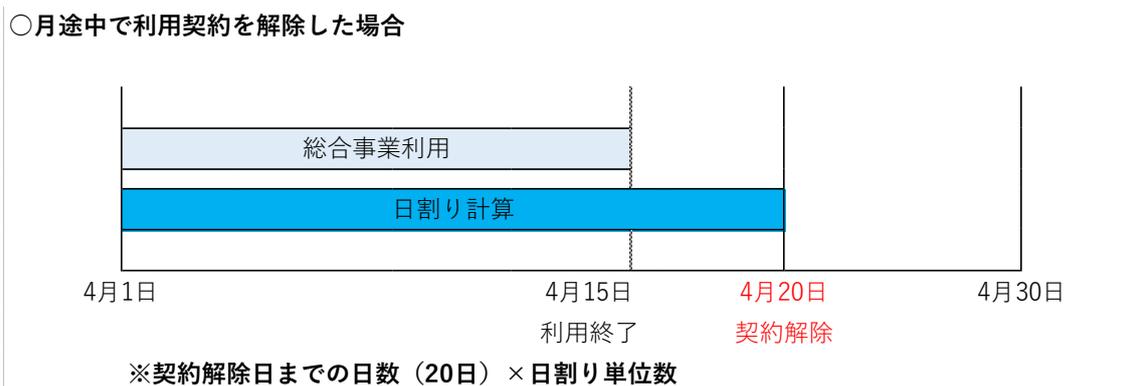
1. 月途中から新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約日を起算日として日割り請求を行います。



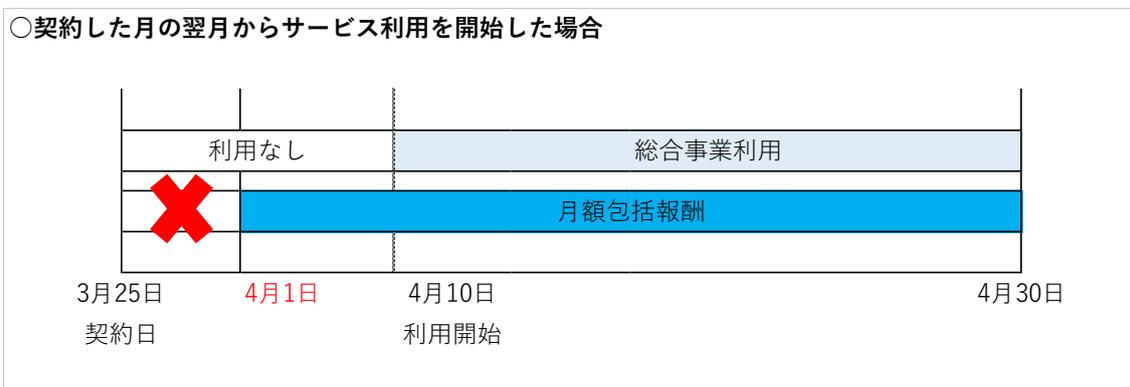
2. 月途中で利用契約を解除した場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約解除日を起算として日割り請求を行います。



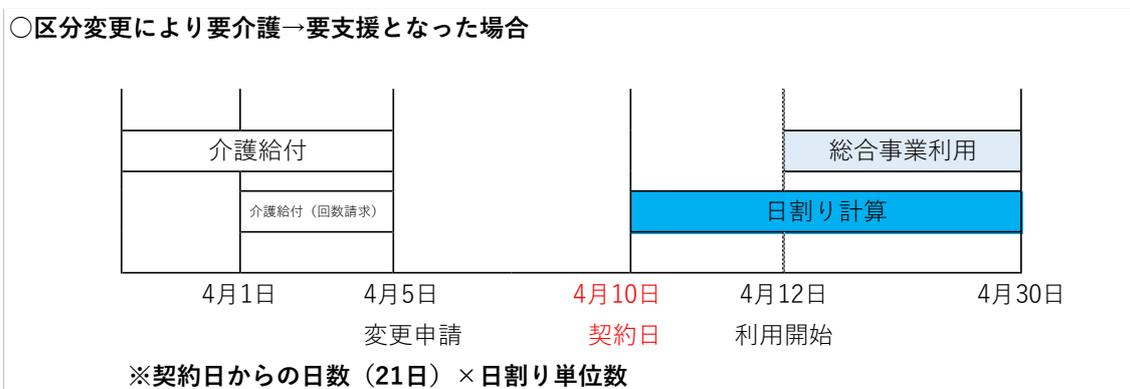
3. 契約した月の翌月からサービス利用を開始した場合

契約が締結されていても、利用実績のない月は報酬の請求はできません。利用を開始した翌月分から月額包括報酬の請求が可能です。



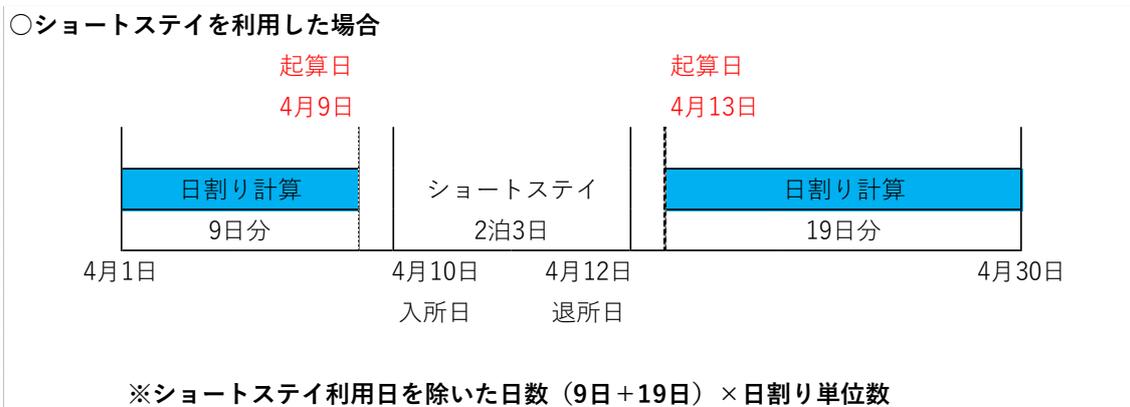
4. 区分変更により要介護→要支援となった場合

区分変更申請日から総合事業へ移行しますが、日割り請求は総合事業の契約日を起算日として行います。（反対に要支援→要介護となった場合も、契約解除日を起算日として日割り請求を行います。）



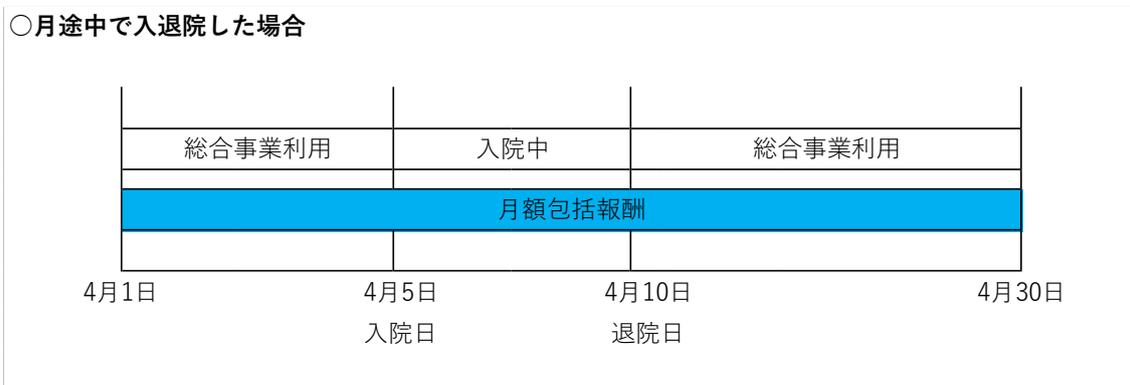
5. ショートステイを利用した場合

入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として日割り請求を行います。



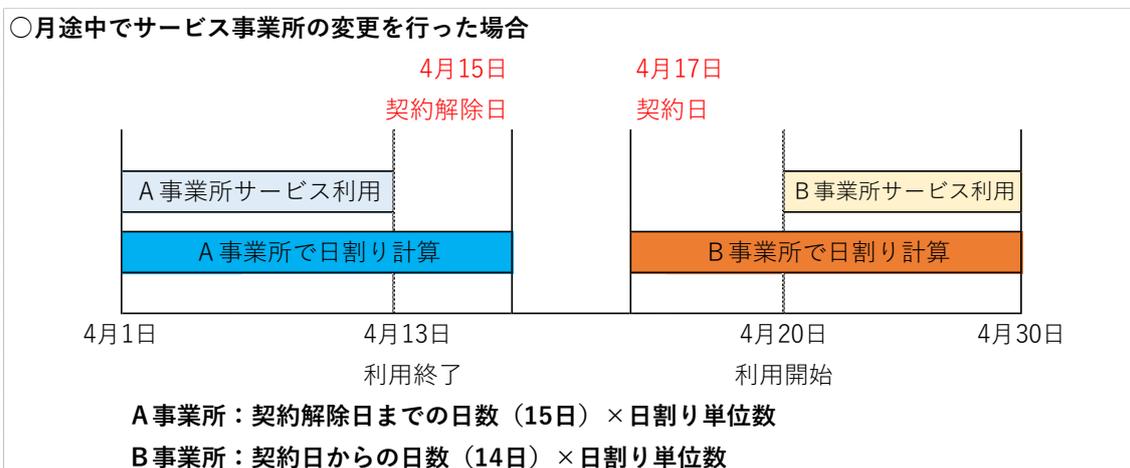
6. 月途中で医療機関に入退院した場合

医療機関への入院に伴い月の途中でサービス利用が中断したり、退院によりサービス利用を再開したりした場合、日割り請求ではなく月額包括報酬の請求となります。入院により契約を解除した場合は、契約解除日までの日割り請求となりますが、入院を理由に必ず契約を解除しなければならないということはありません。



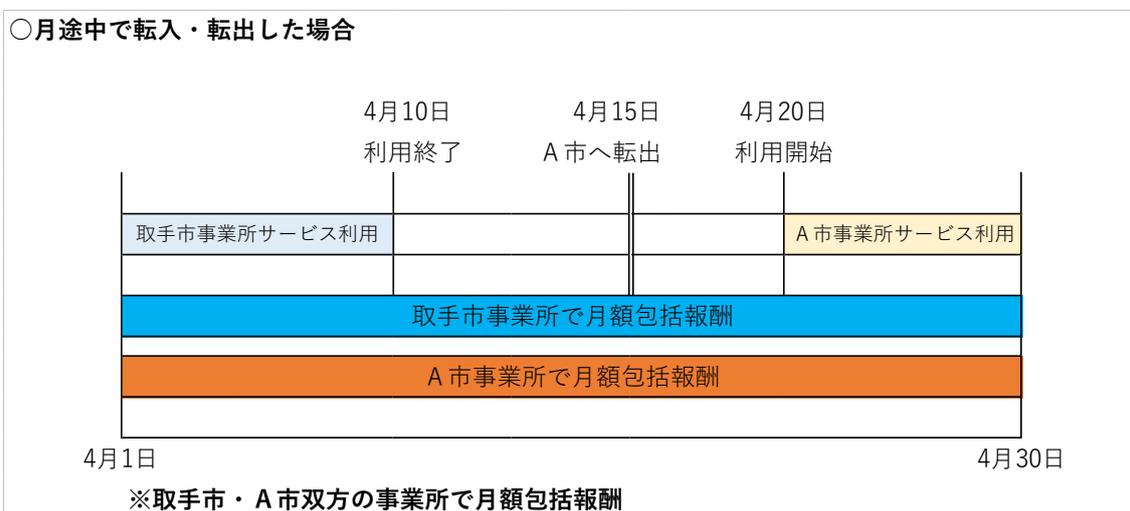
7. 月途中でサービス事業所の変更を行った場合

契約日又は契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り請求を行います。ただし、月途中での事業所変更はやむを得ない場合のみを想定しているため、原則、月途中の事業所変更は想定していません。



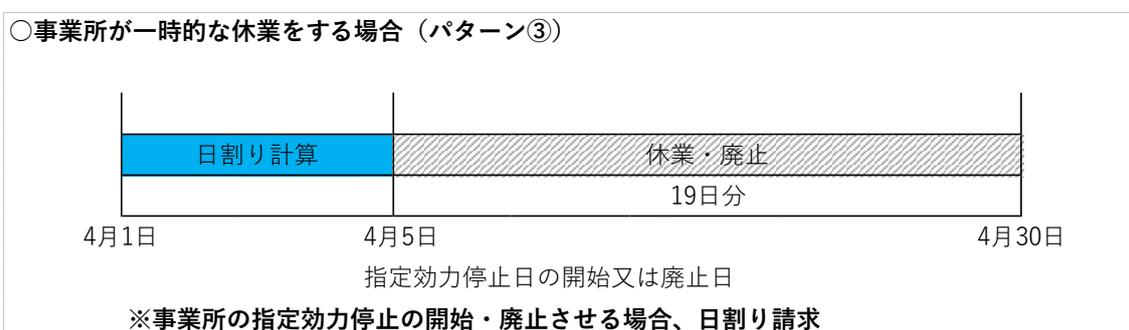
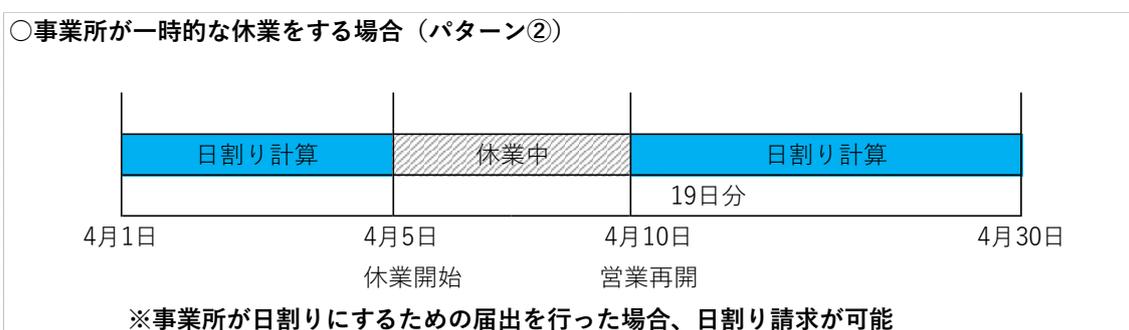
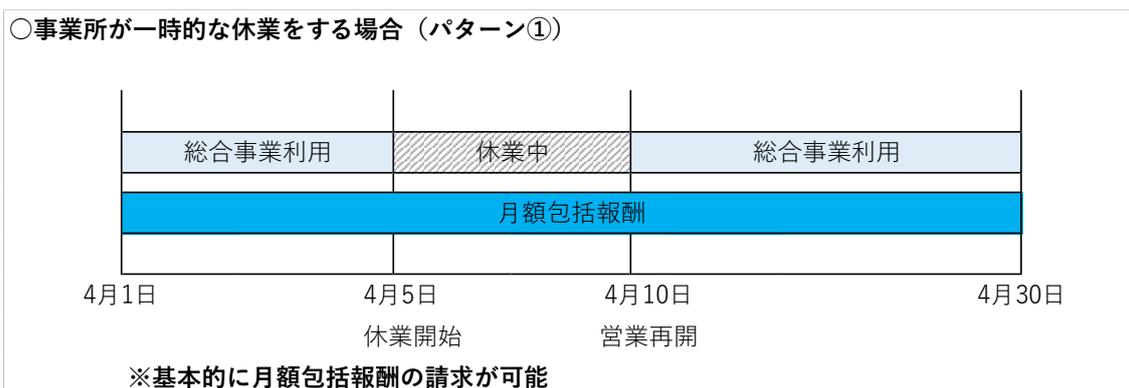
8. 月途中で転入・転出した場合

月の途中で保険者の変更を伴う転入・転出をした場合は、双方の保険者で月額包括報酬の請求が可能となります。



9. 事業所が一時的な休業をする場合

月途中で、事業所が施設の改修などの理由でサービスの提供を一時的に休止する場合、利用者との契約の解除または事業所の指定効力の停止・廃止が伴う場合は日割り算定を行います。伴わない短期間の場合などは基本的に月額包括報酬請求が可能となります。ただし、休業の期間のみサービスの提供を休止する旨について、利用者との間で契約の覚書を交わしていただければ、その期間を差し引いての日割り計算をすることも可能ですので、対応については各事業所にご確認ください。



※自然災害や全国的な感染症の拡大等が原因で、特別に厚生労働省等から指示が出される可能性があります。その場合は各通達の指示内容が優先されます。